

舞鶴市入札監視委員会(令和6年度第1回) 議事概要

開催日時及び場所	令和6年8月1日(木) 午後1時30分～3時15分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	かみこあきお 上子秋生：立命館大学特別任用教授 (委員長) たまだかずや 玉田和也：舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授 しぶじゅんのすけ 志部淳之介：御池総合法律事務所 弁護士	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (福田副市長) 2 互選により上子委員を委員長に選出した。 3 委員長あいさつ (上子委員長) 4 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況全般、年度別比較、詳細分析の結果等について事務局より報告。 (2) 令和5年10月～令和6年3月の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明。 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議 平成30年7月改正事項の実施状況を説明 5 その他 ・ 次回の抽出担当は玉田委員とする。 ・ 次回の開催は令和7年1月又は2月を予定する。	
審 議 対 象 期 間	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
抽 出 案 件	総件数 5件	(備考) 入札対象件数 53件
一 般 競 争 入 札	4件	
指 名 競 争 入 札	1件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容及旨	議事(1)関係 市が設定する最低制限価格を下回る失格者が多数出る経緯等についての確認。 議事(2)関係 一番高い入札額を提示した者が落札者となったケースや、落札金額が予定価格の100%に近いケースなど、うまくいかなかった案件に対する事後評価を実施されたい。 今回用いた分析方法を発注時にも活用できるように検討されたい。 設計変更の3割について、調査の切り口としてあっても良い。 議事(3)関係 予定価格の事後公表の試行は是非続けられたい。	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回 答 等
資料18頁、失格者の割合(土木一式)グラフで、発注金額が1億円前後で失格割合が90%となっている件についても、入札金額が低かったことにより失格となったということか。	お見込みの通り、案件ごとに入札金額が最低制限価格を下回った者の割合を表しています。
私は今回はじめ参加するのだが、失格者がある程度出てしまっていることで、これまでにどのような議論があつて、どのあたりに原因があるのか分析等経緯を説明されたい。	本市の最低制限価格につきましては、平成16年の漏洩事件を受け、開札直前に算定することや複数名が関わること、国のモデル式を基本に工事の難易度等を勘案することとしております。 これにより、参加者の入札金額が最低制限価格を下回るという状況が少なからず発生し、殆どの者が失格したことにより落札率が高くなった入札の結果について、入札監視委員会から不合理感があるとの指摘を受けてきたところです。 現在は、入札者全員が最低制限価格を下回ったときには、全員の入札金額の平均を最低制限価格として判定するよう改善を行い、一定の効果を上げているところですが、グラフが示すように大半が失格し、結果として落札金額が上がってしまう案件が散見される状況にあります。
建設工事の落札率の分布グラフにおいて、グラフエリアの右側ほど落札率が高くなっていることが明確である。発注額が高くなれば、予定価格に対する最低制限価格の割合が高くなるということか。 モデル式を使うことでこのような傾向となるということか。 このグラフに表れる要因として最低制限価格が大きく関わっていると言って良いか。	お見込みの通り、最低制限価格のモデル式に積算の経費を当てはめていくと、金額が大きくなるほど最低制限価格は高めになり、結果的に落札率の分布グラフは若干右上がりとなります。

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出委員：志部委員

主に次の観点で抽出した。(個々の案件の抽出趣旨はその都度説明する。) ・最低制限価格や失格者の数が落札率や価格決定に多分に影響しているのではないかという問題意識 ・その他、価格の高いものは目を光らせる割合を高くした方がよい。
--

① 赤れんがパーク周辺駐車場整備工事

抽出趣旨	条件に不正な点はないが、応札した11者の特定建設工事共同企業体(JV)のうち、10者が失格したことで、はたしてこれが適正な競争と言えるかということが気になった。	
意見・質問	回 答 等	
最低制限価格が良くなかったのかなと思える。敷地が確保されて調整作業や苦情がまずないこと、市役所の正面整備という意欲が喚起される場所であることなどを考慮した最低制限価格の設定になっていたか。現在の入札制度上から結果はやむを得ないものであるが、これを受けた対処を考えていく必要がある。		
結果論と言えはそれまでだが、舞鶴市に事前聞き取りをした最低制限価格の算定方法は、次のとおり(公契連の基準をもとに、施工概要、工事期間、施工場所について補正を加える。複数名が算定に携わる。事前に外部に漏れない工夫を施すなど)であった。この補正や工夫の部分を改良していくことで、改善がされていくのではないかと考える。		
入札金額が高い者が落札者となった結果を受けての苦情等の状況を説明されたい。	本件の落札率は91.2%と平均的でありまして、入札結果についての苦情等はありませんでした。	
このような入札結果について、市民の目に触れることができる機会は確保されているのか。	京都府の電子入札システムを使った案件は、翌開庁日にどなたでも閲覧できるほか、その他の案件を含めた入札結果は、翌開庁日以降に舞鶴市ホームページにおいても公開しております。	
誰でも閲覧ができる環境下にあっても苦情等がないということか。	本件についての苦情はありませんでした。	
事業者からの意見は出されていないのか。	自身の見込みに比べ市の最低制限価格の結果を“動かしすぎ”という表現で事業者から伺ったことはあります。	
今回の工事は、どちらの方向に動かしたことになるのか。	本件は、少し厳しい要素があるということから、公契連の基準に対して若干高めの方の補正を行っています。	

敷地が確保されているなど、私が考えた要素とは逆の補正が行われたということか。補正時の議事録等は残されているか。	議事録はありませんが、算定者が判定した記録を残しております。
予定価格や最低制限価格は、作成者の責任のもと、自身の考えをもって設定できたことだったかと思う。一番高い額で入札した者が落札したような場合は、それを失敗だったと評価するシステムを作ってもいいと思う。	
さらに言えば、設計変更の増減も含め本来の積算がどうであったか、最低制限価格の振れ幅がどうであったか分析や反省は行すべき。	
分析はした方がいいと思う。 舞鶴市の最低制限価格の肝は、補正部分を実態に合わせていかに正確に運用できるかによって適正な競争を確保できるかが変わってくるシステムになっているものと把握している。 補正の正確性について、本件のように多くの失格者が生じた場合に原因の分析を行うことで、より精度が上がっていくと思う。	
三委員とも事後的に評価していこうという意見で一致している。 極めて失格者が多かった事例については、そこから引き出せる教訓がないかということ考える仕組みを考えていただきたい。	

② 引土地区他逆流防止施設設置（第23-1）工事他1件（合併）

抽出趣旨	失格者が多く、その結果事前公表している予定価格に極めて近い金額での落札となっている。 その原因として最低制限価格の補正の見立ての違いがあるかと思われるが、どの辺りに理由があるのか気になった。
意見・質問	回 答 等
設計変更で減額となった理由を説明されたい。	主な要因として、河川内の工事で、仮設工として大型土嚢を設置する工事を計画しておりましたが、業者からの提案等により潜水土等の施工を採用したことにより、仮設工が減額となったものです。

この工事は製品の割合が高い工事だと思う。 入札金額が高い方と低い方の2つに明らかに分かれており、業者の見積りと市の積算のズレが明らかになっていると思う。 結果として落札意欲が低いと見られる方が落札者となった。最低制限価格の設定は工事のトータル金額の他、工事の中身についても考慮しておく必要があるのかもしれない。 このように2つに分かれた理由は想像できるか。	入札金額が高い方は、辞退はしないまでも、落札意欲はそれほど高くはなかったのではないかと考えております。
結果論として、価格の低い方は一生懸命落札しようとしたが、最低制限価格の設定によって報われなかったということになる。 最低制限価格の設定について、中身も含めて分析してもらいたいと思う。 最終的には業者の努力によって、元々失格となった金額に近い価格に落ち着いていることが救われる。	

③ 市内一円送水流量計設置工事

抽出趣旨	特殊な工事ではないと思える中、1者のみの応札となって、かつ予定価格に近いところに落ち着いている。この原因は何だったのだろうか伺いたい。
意見・質問	回 答 等
担当課として1者応札となった要因をどのように考えているか。	特殊な工事ではないため、やろうと思えばやれると考えますが、発注時期に民間等による他の工事発注があり、技術者が不足していたのかもしれない。
時期が年度末で業者の受注意欲が低かったのか、技術者が不足していたのかといった要素は想像できる。実際のところは業者に聞き取りをしないとわからないが、さまざまの邪推をされても仕方がない結果である。トータルとして参加資格の運用が適当であれば問題はないが、この案件に限れば、それが適当でなかったのかもしれない。	

原因が分かれば対処方法もあるかと思う。 応札者が少ないのであれば、参加資格の緩和や発注時期の見直しが考えられる。このような事象に対し、業者への聞き取りを行うなど幾つか分析ができるなら、対処がしやすいのではないか。	令和5年度の舞鶴市内の公共工事がどのような状況にあったかをコリンズのデータをもとに分析をしたところ、例年の舞鶴市の電気工事の発注量の倍程度であったことが確認できました。よって、業者の処理能力に対して発注量が多かった状況が考えられます。
将来に向かってこの分析手法は活用できないか。 データから、舞鶴市の発注が例年の倍あるということをあらかじめ共通理解できておれば、平準化や参加資格の設定などで工夫できるのではないかと考える。	コリンズのデータは登録された実績のため、発注時ではなく、後から分析できるというものです。 ちなみに水道施設工事は、舞鶴市のみ発注している状況にあり、業者数の減少も考慮した平準化の取り組みが機能しています。
昨年下半期の電気工事の増大は、大幅な予算増などの理由が考えられるのか。	特に予算増があったわけではなく、所管課それぞれで必要とする工事の発注タイミングが偶然として昨年秋に集中したのではないかと考えています。
所管課それぞれの工事に優先順位をつけ、平準化を検討することが対処法としての結論となるのではないか。	
把握されているデータを参考にして良い運用を検討されたい。	

④ 旧由良川中学校他受電設備改修工事

抽出趣旨	辞退者が多くその理由は何だったのか。 最終的に残った2者の内予定価格と同額の者が落札したことを考慮した。
意見・質問	回答等
本件についてではないが、入札監視委員会による審議案件は特異な結果のものであることは意識しているが、3件連続となっていることから、他にもこのようなものが多数見られるということか。	入札監視委員会で従来からご指摘の“失格者が多く出て落札率が高い”という結果の不合理性について、資料のとおり改善の見える化をしたいと考えております。
私たちが審議する案件は特に目立つものを抽出しているという認識である。 多くの案件から、特異なものを抽出しているが、特異なものを減らしていくことが入札監視委員会の任務である。	

辞退者に関する情報は、入札を締め切るまで公表されていないということで良いか。1 者入札の場合も含め、競争相手に関する情報についてはどうか。	入札の締め切り前に辞退者に関する情報を公表することはありません。また、指名先などの競争相手に関する情報についても同じく事前に公表はしておりません。
本件は、年末に発注した電気工事である。先に審議した案件③の電気工事と同じく、発注が飽和している状況で100%の応札をした業者がそのまま落札となったのではないかと推定できる。	
舞鶴市では、指名競争入札で辞退をしても、ペナルティが課されることはないという認識で良いか。	お見込みのとおり、本市ではご指摘の状況でのペナルティは課しておりません。なお、府下の自治体においては指名停止のような対応例があると聞いたことがあります。
抽出案件のように上手いかなかった案件について事後的に分析・評価する手法を取り入れることを考え、次回の監視委員会において議題としていくことについて、条例等への抵触などの問題はないか。	問題ありません。

⑤ 清美が丘他配水管布設替工事

抽出趣旨	他の案件と同様、最低制限価格に関する問題提起を行うという趣旨から、失格者が多く、予定価格に近い落札金額となっていることを考慮した。
意見・質問	回 答 等
予定価格に近い落札金額となる根本原因は、予定価格の事前公表にもあると思う。事前公表を事後公表に変更する自治体が増えてきているということを指摘しておきたい。	
舞鶴市の事前公表の導入経緯について説明されたい。	国と違って、地方公共団体は事前公表が可能とされています。平成16年の情報漏洩事件が起きた当時は、全国的に事前公表へ移行する流れがあったことから、事件をきっかけに切り替えたことはじまりです。 その後、事後公表が見直されてきていることを受け、本市においても試行としての事後公表を実施しているところ です。

一言問題提起だけさせていただこう と思っていた。	
-----------------------------	--

今後の取組みについて

意見・質問	回 答 等
今回の抽出案件のようにうまくいかなかったと考えられる案件については、こういう要素を考慮した方が良かったと思うことを浚って備忘録にまとめておくに役に立つのではないかと思うが、各委員の考えはどうか。	
作業コストの観点から、件数を絞って構わない。分析も詳細でなく、この観点が足りていなかった程度で構わない。これを踏まえ、件数を絞った事後評価の実施には賛成する。	
“失敗” からしか学べないことがある。それを認め、要因について、市役所の内部・外部でヒアリングしたり、これを共通の知識として蓄積していくことが必要である。 設計変更の変更率についても同様に、一定割合を超える変更がやむを得ないのは分かるが、是とすることはどうなのか、そうならないためにどうするのがいいか、一部でいいので網に掛けてノウハウとして貯めることを是非やってもらいたい。 失敗事例に対してプラスのイメージで取り組んでいく姿を見せることで役所を見る目も変わると思う。	
もともとの最低制限価格の設定を責めているわけではないが、一番高い入札額が落札となった案件について、避けられたかもしれない考慮事項を書き溜めて報告してもらうのはどうか。各委員の考えはどうか。	
コストの掛け過ぎも良くない。作業を増やさずにできるだけ良いことをという発想から、後日検証の対象の絞り方として、一番高い入札額を提示した者が落札者となったケースや、落札金額が予定価格の100%に近いケースが考えられる。	
件数については、さまざまな意見があるところだが、今回の案件5件のうち、失格者等が多いことで落札率が高くなったものが4件ある。まずは、この4件をサンプルに実施してはどうか。	ご指摘の4件のうち、背景が明確と考えられる電気工事を除いて実施していきたいと考えます。

さきほど、電気工事の応札が1者となった案件で使用されたコリンズのデータを使った分析については、今後も庁内の現状理解を深めるアイテムとして使っていけるよう検討されたい。	今回、過去の監視委員会で使った手法を用いましたが、検討します。
国や京都府のサイトで発注予定を調査することはできるが、あとは手間の問題があり、その見極めが必要である。	

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議」関係

意見・質問	回 答 等
さきほど話題となった予定価格の事後公表について、少しではあるが試行が進められていることが確認できる。	

○ 全体を通して

意見・質問	回 答 等
予定価格の事後公表の試行については賛成である。事前と事後のどちらが良いかについては、それぞれの特徴によるが、漏洩のおそれがあることをもって事前公表だと言ってしまうのは本末転倒な感じもするので、少しずつ施行してどちらがいいのは実地で見えていく取り組みは評価しており、是非続けてほしい。	
設計変更の3割について、調査の切り口としてあっても良いと考える。	